

“ながら運転”

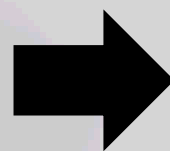
- 運転中に携帯電話を手にとって通話や操作をしたり画面を見続けた場合

2019年11月まで

2019年12月から

違反点数

1点

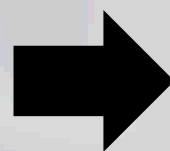


3点

反則金

(普通車の場合)

6,000円



1,8000円

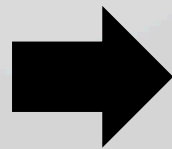
“ながら運転”での事故

2019年11月まで

2019年12月から

違反点数

2点



6点

一発免停

さらに懲役や科料も

“ながら運転”防止！

- 本来ならば運転中は運転に集中するのが一番ですが緊急の電話を受ける場合などにはハンズフリーキットやBluetoothヘッドセットがオススメです。携帯電話やスマホを手で操作することなく電話に出られます。



ハンズフリー通話自体は道路交通法の違反対象にはなりません。しかし、イヤホンなどの着用時に事故を起こしてしまった場合は道路交通法第70条の規定により、安全運転義務違反となる可能性があります。周囲の音がしっかり聞こえるよう配慮し、運転には細心の注意を払ってください。